定 款

株式会社Yottavias

# 定款

# 第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社Yottavias Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

- 第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
  - 1. 光ファイバーを用いたデータ通信サービスの契約の取次業務
  - 2. 各種OA機器、付属機器、付属材料、事務用機器、事務用物品の販売、リース、設置工事及びメンテナンス業
  - 3. 電気通信設備、電気通信機器、オフィス・オートメーション機器、それらの付属機器、付属材料、事務用機器、事務用物品の販売、リース、輸出入、設置工事及びメンテナンス業
  - 4. コンピュータ及び周辺機器に関するソフトウエアの設計、開発、販売、工事及びメンテナンス業
  - 5. コンピュータ、その周辺機器・関連機器及びそのソフトウエア、プラットフォーム、システムの企画、設計、開発、製造、製作、販売、 賃貸、工事及びメンテナンスに関する業務
  - 6. 携帯電話、スマートフォン、スレート型端末その他各種通信機器なら びに電気通信回線サービスの販売その他代理店業務
  - 7. 携帯電話・スマートフォン等による通信その他インターネットを利用 したコンテンツ、ソフトウエアの企画、制作、配信、販売に関する 業務、代理店業務
  - 8. インターネットその他情報通信関連システムを利用した情報提供サービス及び販売促進サービス
  - 9. インターネットその他情報通信関連システムを利用した販売、マーケ ティングリサーチに関する業務
  - 10. インターネットその他情報通信関連システムの企画、開発、設計、管理、運営に関する業務
  - 11. コンピュータ通信網及びインターネットその他情報通信関連システムを利用した情報の収集、分析、処理及び提供に関する業務
  - 12. インターネット等の接続に関する業務
  - 13. 労働者派遣事業

- 14. 職業紹介事業
- 15. 生命保険・損害保険、金融商品の募集に関する業務及び代理店業務
- 16. 電気通信事業法に定める電気通信事業
- 17. 電気通信サービス及び放送サービスの情報提供ならびに加入手続き に関する代理店業務
- 18. 古物の売買及び取次業務
- 19. 前各号に関連する調査、企画、研究、開発、教育、研修、コンサル ティング、マーケティング及びその受託業務
- 20. 前各号に付帯または関連する一切の業務

# (本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

#### (公告の方法)

- 第 4 条 当会社の公告は、電子公告により行う。
  - 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、 日本経済新聞に掲載する方法により行う。

# 第2章 株 式

## (発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、1,600,000株とする。

## (自己株式の取得)

第 6 条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

#### (単元株式数)

第7条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

# (単元未満株主の権利制限)

- 第 8 条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
  - (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
  - (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

## (株主名簿管理人)

- 第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
  - 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
  - 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務 取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載ま たは記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名 簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

## (株式取扱規程)

第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

# (基 準 日)

- 第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(以下「基準日株主」という。)をもって、 その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
  - 2 前項のほか、株主または登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。

## 第3章 株 主 総 会

#### (招 集)

- 第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に 招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集す る。
  - 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

#### (電子提供措置等)

第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの 全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した 株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議 長)

第14条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるとき は、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決 議)

- 第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除 き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数 をもって行う。
  - 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

- 第16条 株主またはその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行 使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明す る書面を提出しなければならない。
  - 2 株主は、前項の代理権を2名以上の者に行使させてはならない。

## (株主総会議事録)

第17条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、株主総会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。

## 第4章 取締役、代表取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は3名以上、10名以内とする。

## (取締役の選任)

- 第19条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主 の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半 数の決議によって選任する。
  - 2 取締役の選任は、累積投票によらない。

## (取締役の任期)

- 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  - 2 補欠または増員で選任された取締役の任期は、前任取締役または 他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

# (代表取締役及び役付取締役)

- 第21条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を 選定する。
  - 2 代表取締役は社長とする。
  - 3 必要に応じて、取締役会の決議をもって、取締役の中から専務取 締役及び常務取締役を選定することができる。

## (業務執行)

- 第22条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補 佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。
  - 2 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締 役が社長の業務を代行する。

## (取締役会の設置)

第23条 当会社に取締役会を置く。

## (取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故が あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役 がこれに代わる。

#### (取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

#### (取締役会の決議)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出 席し、その過半数をもって行う。 (取締役会の決議の省略)

第27条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

# (取締役会議事録)

第28条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印または電子署名をし、取締役会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。

#### (取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議を もってこれを定める。

# (取締役の責任免除)

- 第30条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を 含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定め る要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限 度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
  - 2 当会社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く、)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

# 第5章 監 査 役

## (監査役の設置)

第31条 当会社に監査役を置く。

#### (監査役の員数)

第32条 当会社の監査役は5名以内とする。

## (監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主 の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半 数の決議によって選任する。

#### (監査役の任期)

- 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  - 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間とする。

#### (監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

# (監査役の責任免除)

- 第36条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を 含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定 める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責 任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
  - 2 当会社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

# 第6章 計 算

#### (事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までの年1 期とする。

#### (剰余金の配当)

第38条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における 最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者 に対して、剰余金の配当を行う。 (中間配当)

第39条 当会社は、取締役会の決議により毎年7月31日を基準日として剰余金の中間配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第40条 剰余金の配当及び前条の中間配当が、支払提供の日から満3年を経 過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるも のとする。

# 第7章 附 則

(定款に定めのない事項)

第41条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令 の定めるところによる。